



国民年金保険料は 社会保険料の控除の対象に

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・町民税等の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除とは、自分自身の社会保険料（国民年金、国民健康保険、健康保険、厚生年金保険等）を納付したとき、または、配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を納付したときに受けられる所得控除のことをいいます。申告できる金額は、年間に納付した社会保険料の金額（給与から天引きされた金額も該当します）です。

なお、年末調整の申告においては、給与から天引きされた社会保険料（健康保険、厚生年金保険など）は、事業所で一括して計算し

ますので、ご自身が申告書に記入する必要はありません。事業所が把握することができない、ご自身が納付した社会保険料（国民年金、国民健康保険等）を申告書に記載してください。

年末調整や確定申告の手続きで国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間（1月1日から12月31日まで）に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

社会保険料控除証明書を 毎年11月初旬に送付

生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、日本年金機構から11月初旬に送付されています。大切に保管しておいてください。証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除とし

て申告することができます。万一、控除証明書を失くしてしまった方は再発行することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合等、10月2日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、平成23年中に国民年金保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。



扶養家族分も納付した方は

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付等する必

要があります。

過去に滞納などがある方も 控除を受けられます

過去に滞納や免除期間がある方も、年末までに保険料を支払えば、所得控除を受けることが可能です。詳しくは控除証明書専用ダイヤルでお問い合わせください。

【専用ダイヤル（ナビダイヤル）】
電話 0570-070-117

（IP電話、PHS電話は
電話 03-6700-1130）

【受付期間】

平成23年11月1日（火）～平成24年3月15日（木）

【受付時間】

・月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

月曜日（月曜日が休日の場合は、

火曜日）は午後7時まで受付

・第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※祝日、12月29日～1月3日は、
ご利用いただけません。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

（電話 34-2121 内線 413）

日本年金機構 旭川年金事務所

（電話 0166-72-5002）